

車両取り扱いについて

本制度は中小企業者の健全な経営活動を支援するため、事業経営に必要な購入資金を助成するものです。

個人の私的利用（事業用車両との兼用も含む）や、事業用車両として認められない場合は本制度の対象外となります。万が一事業用車両でないこと判明した場合、利子補給金及び信用保証料の返還を求めますのでご注意ください。

○事業用車両と認めることができる要件は以下の通りです。

（いずれの資金で購入の場合も適用されます。）

◇タクシー・トラック・建設機械等の業務用特殊車両の場合

【対象費用】

- ・ 上限額…なし（各資金の上限額内）
- ・ 対 象…車両本体価格、名入れ代

【その他要件】

- ・ 購入車両への名入れは原則必須

◇上記車種以外の場合

【対象費用】

- ・ 上限額…400万円（税込み）

（車両本体価格が400万円を超える場合、400万円分を助成対象として申請が可能です。）

- ・ 対 象…車両本体価格、名入れ代

【その他要件】

- ・ 自動車車検証の提出（発行後1か月以内）

申請時に提出は不要ですが、中小企業事業資金貸付審査報告書と一緒にご提出をお願いします。

所有者、使用者が申請者であること、使用の本拠の位置が事業所であることを確認します。

法人代表者や個人事業主の自宅が使用の本拠になっている場合は**対象外**となります。

- ・ 受付の際に事業用車両として使用する用途の聞き取りを行います。

代理の方が書類を持参される場合は必ず理由の説明できる方がご提出ください。